「ミリメートル」に、「第五条表三」を「第五条表16」に、同表四中「センチメートル」を「ミリメートル」に、「第五条表四」を「第五条表24（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表31）」に、「四枚以上」を「四層以上（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては三層以上）」に、「三枚」を「三層」に、「二枚」を「二層」に、「

E五五―F二〇〇	一六・九	一三・五	二〇・〇
E五五―F二〇〇	一六・九	一三・五	二〇・〇

」に、同表五中「及びべいまつ」を「、べいまつ及びウエスタンラーチ」に、同表七中「及びホワイトサイプレスパイン」を「、ホワイトサイプレスパイン及びウエスタンラーチ」に改める。

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表23（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表29）に規定する強度等級を表すものとする。			

附　則

この告示は、平成二十四年九月十九日から施行する。

○国土交通省告示第千二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県苫田郡鏡野町大字羽出西谷字若曽谷一五四七番一地内四等三角点大谷峠を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三四一度五八分一七秒　二五三〇・四三五メートルの地点　一号

標柱一号から一六〇度八分三秒　四六・七〇四メートルの地点　二号

標柱二号から一八五度五四分四四九秒　二三・六八三メートルの地点　三号

標柱三号から二〇二度三一分三三秒　九・九八七メートルの地点　四号

標柱四号から二八一度五八分五二秒　一八・六一三メートルの地点　五号

標柱五号から一九七度四四分二四秒　二〇・〇〇〇メートルの地点　六号

標柱六号から一五九度五一分五二秒　一一・四〇二メートルの地点　七号

標柱七号から二四八度二七分一一秒　八号

一四・二一三メートルの地点　九号

標柱八号から一九七度四四分二〇秒　一二・〇〇〇メートルの地点　十号

標柱九号から一九六度一七分五三秒　一九・八八〇メートルの地点　十一号

標柱十号から一八三度一四分五〇秒　二三・〇七四メートルの地点　十二号

標柱十一号から一五一度一一分二六秒　二七・五七八メートルの地点　十三号

標柱十二号から一七六度二九分五〇秒　一三・四五四メートルの地点　十四号

標柱十三号から一四八度二〇分二六秒　九・〇五六メートルの地点　十五号

標柱十四号から一七九度三二分四一秒　四五・一八八メートルの地点　十六号

標柱十五号から一六二度二六分五〇秒　二二・二〇三メートルの地点　十七号

標柱十六号から一二八度五六分二九秒　三一・〇八六メートルの地点　十八号

標柱十七号から一六八度一六分二秒　二・四九八メートルの地点　十九号

標柱十八号から二四一度二七分五九秒　七・四八六メートルの地点　二十号

標柱十九号から一六二度三分三七秒　一八・九八九メートルの地点　二十一号

標柱二十号から一二二度二分四二秒　二四・〇六六メートルの地点　二十二号

標柱二十一号から二〇六度一四分五秒　八・七六六メートルの地点　二十三号

標柱二十二号から二六九度四六分五八秒　八・七〇七メートルの地点

標柱二十三号から三〇五度三八分一六秒　二五・一九〇メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から三四四度五〇分七秒　二・八三三メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から一七度二二分二七秒　七・六五二メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から三三八度五六分三七秒　一一・五八一メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から二六〇度四分三三秒　四・八一〇メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から三〇一度一二分二七秒　三五・五八三メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から三二七度五〇分六秒　一七・八六〇メートルの地点　三十号

標柱三十号から三四四度一二分一〇秒　一七・一九九メートルの地点　三十一号

標柱三十一号から三四五度五九分三四秒　二二・〇五四メートルの地点　三十二号

標柱三十二号から三二二度二分三五秒　三七・七七九メートルの地点　三十三号

標柱三十三号から三四九度五八分三六秒　二三・五六八メートルの地点　三十四号

標柱三十四号から三三九度五〇分一五秒　六八・七四四メートルの地点　三十五号

標柱三十五号から八度八分四四秒　一六・九一八メートルの地点　三十六号

標柱三十六号から二九度〇分四五秒　一七・八九七メートルの地点　三十七号

標柱三十七号から四六度一五分八秒　一一・五二〇メートルの地点　三十八号

標柱三十八号から三二度二八分五二秒　五〇・六九六メートルの地点　三十九号

標柱三十九号から四八度一〇分四六秒　五〇・二三〇メートルの地点　四十号

○国土交通省告示第千二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

駅裏沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別　一号から四号まで

三七九番地先河川敷　五号

三八二番　六号

三八二番地先河川敷　七号

三七一番　八号から十四号まで及び十八号から二十三号まで

二二番一　十五号から十七号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

トヨクラ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道小樽市朝里川温泉二丁目　一号

七〇七番　二号から六号まで及び九号から十一号まで

七〇五番一　七号及び八号

六九九番　十二号及び十三号

六六二番一　十四号

六六二番一地先河川敷　十五号及び二十号

七〇六番七地先河川敷　十六号

七八七番　十七号

七〇六番二地先道路敷　十八号及び十九号

七〇六番二　二号及び四号から十八号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

無名川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道瀬棚郡今金町字今金　一号

一〇六番　二号、十一号及び十二号

五九九番六　三号及び四号

六〇〇番一　五号から十号まで

六〇〇番二　六号から十号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オビラシケ2の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道釧路郡釧路町字別保　一号及び十九号

一二二番一八二　一二二番三　二号及び四号から十八号まで

一二二番一八一　三号